

株式会社メドレー

第14期

定時株主総会 招集ご通知

日時 **2023年3月29日(水)**
午後1時 (受付時間：午後0時30分)

場所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

ご来場自粛のお願い

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年と異なる対応及び運営をさせていただきます。株主の皆様におかれましては必ずご高覧のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場への当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使は書面又はインターネット等で行うことができますので、極力書面又はインターネット等によって議決権行使をお願いいたします。
- ・本株主総会はお座席の間隔を広く取らせていただく関係上、ご入場可能な株主様は30名を上限とさせていただきます。
- ・ご来場については事前登録制とさせていただきます。事前登録の希望者が設置する座席数を超える場合には抽選とさせていただきます。
- ・事前に登録されなかった株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株主様は本株主総会会場へはご入場いただけませんので予めご了承ください。

株主様へのお願い

株主様と当社役員及び運営スタッフにおける新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、ご来場については事前登録制(抽選制)とさせていただきます。

ご来場事前登録制の採用について

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様の安全確保のため、座席の間隔を拡げることから、会場にご用意できる席数が大幅に減少し、ご入場可能な株主様は30名を上限とさせていただきます。

したがって、当社は本株主総会への株主様の出席について事前登録制を採用し、事前登録の希望者が設置する座席数を超える場合には抽選とさせていただきます。なお、事前に登録されなかった株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株主様は本株主総会会場へはご入場いただけませんので予めご了承ください。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ・本株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会の決議結果については、後日当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・接触感染リスク低減のため、本株主総会はお飲み物の提供はございません。
- ・ご来場の株主様にはマスクを必ずご着用いただくとともに、会場に用意しておりますアルコール消毒液での手指消毒のご協力をお願いいたします。マスク着用にご協力いただけない株主様のご入場はお断りいたします。
- ・当日は会場入り口付近で検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方、37.5度未満でも体調不良と思われる方につきましては、ご入場をお断りいたします。
- ・本株主総会の所要時間短縮のため、事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。また、質疑応答の時間を制限するため、株主様からのご質問回数をお一人1問、かつ本株主総会の目的である事項に限定させていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ・今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.medley.jp/ir/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

ご来場事前登録方法

下記の事前登録をされていない株主様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

事前登録期限 **2023年3月20日(月)午後6時**

事前登録方法 **受付専用ウェブサイトでのお申込み**

<https://www.medley.jp/ir/gmos-entry.html>

※スマートフォン・携帯電話からは右記のQRコードを読み取ることでアクセス可能です。



パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、下記の事項をご記載のうえ、ご送信ください。

- ・ **メールアドレス**
- ・ **株主番号** 議決権行使書用紙右下に記載されている8桁の数字
- ・ **氏名／ふりがな**
※法人の場合は、法人名と、部署名・役職も併せてご記載ください

抽選結果について

事前登録をいただいた株主様に対し、2023年3月22日(水)午後6時までに、入場の可否にかかわらず抽選結果を電子メールでご連絡いたします。

株主総会当日について

- ・事前登録は株主様お一人1度限り有効です。複数回登録されました場合、2回目以降の申込み分は抽選より除外いたします。
- ・事前登録によって入場可能な株主様は、「議決権行使書用紙」と2023年3月22日(水)付けにて別途メールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つをご持参の上、本総会当日に受付までお越しください。(「ご来場確定通知」につきましては、印刷してお持ちいただくか、スマートフォン・携帯電話で通知画面を受付にお見せください。)
- ・「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合にはご入場をお断りさせていただきます。

事前質問受付について

本株主総会では、事前に本株主総会の目的事項に関する質問をお受けいたします。以下の方法にしたがい、ご質問いただきますようお願い申し上げます。

事前質問期限 **2023年3月20日(月)午後6時**

事前質問方法 **受付専用ウェブサイトでのお申込み**

<https://www.medley.jp/ir/gmos-query.html>

※スマートフォン・携帯電話からは右記のQRコードを読み取ることでアクセス可能です。



パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、下記の事項をご記載のうえ、ご送信ください。

- ・ **メールアドレス**
- ・ **株主番号** 議決権行使書用紙右下に記載されている8桁の数字
- ・ **氏名／ふりがな**
※法人の場合は、法人名と、部署名・役職も併せてご記載ください
- ・ **ご質問事項**

事前質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、時間の許す限り株主総会当日にご回答させていただくことを予定しており、後日当社ウェブサイトにて質疑応答の概要を掲載させていただく予定ですが、個別のお問い合わせに対する回答はいたしかねますので予めご了承ください。

- ・事前登録のお申込み及び事前質問のご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報、本株主総会に関する業務以外に使用することはございません。
- ・ドメイン指定受信をされている方は、「@medley.jp」からのメールを受信可能とするよう設定をお願いいたします。その他、ご利用のプロバイダー又は携帯電話会社のセキュリテイ等の設定によってメールを受信できない事象につきましては当社側では対応いたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4480
2023年3月14日
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
株 式 会 社 メ ド レ ー
代表取締役社長 瀧 口 浩 平

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.medley.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「有価証券報告書・株主総会資料」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メドレー」又は「コード」に当社証券コード「4480」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、規模を縮小し、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、ご来場については事前登録制（抽選制）とさせていただきます。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁から6頁のご案内にしたがって2023年3月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
 2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですがございますが議決権行使書用紙及び当社から電子メールにて送信した「ご来場確定通知」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意はございません。
 - ◎電子提供措置事項のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別の注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2023年3月28日（火曜日）午後6時必着



■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年3月28日（火曜日）午後6時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

● 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができます。ご希望の株主様はパソコン又はスマートフォンより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) でお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

株主総会にご出席される場合



■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙と別途メールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つをご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2023年3月29日（水曜日）午後1時

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコード
を用いずに議決権を行使する場合は、
「ログインID・仮パスワードを入力
する方法」(右記)をご確認ください。

●ご注意事項

インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

3. 新しいパスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。

4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

(2) 取締役の責任の明確化及び株主の皆様の信任を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、現行定款第22条(取締役の任期)につき、任期を2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2条 (目的) 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1.~5. (条文省略) (新設) <u>6.~18.</u> (条文省略)	第2条 (目的) 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1.~5. (現行どおり) <u>6. 電気通信事業</u> <u>7.~19.</u> (現行どおり)
第22条 (取締役の任期) 1.取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。 (条文省略) 2.	第22条 (取締役の任期) 1.取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。 (現行どおり) 2.

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。コーポレートガバナンスの更なる強化及び業務執行部門への権限委譲の促進を目的とした新経営執行体制への移行に伴い、社内取締役を5名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の一覧、及び各取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	取締役候補者属性	現在の当社における地位及び担当
1	なきぐち こうへい 瀧口 浩平	再任	代表取締役社長
2	かわはら りょう 河原 亮	再任	取締役CFO ファイナンス統括部長
3	こたに のぼる 古谷 昇	再任 社外 独立	社外取締役
4	さくらば りな 桜庭 理奈	新任 社外 独立	
5	ながつま れいこ 永妻 玲子	新任 社外 独立	
6	ひおき けいすけ 日置 圭介	新任 社外 独立	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (株)
1 再任	たきぐち こうへい 瀧口 浩平 (1984年5月16日)	2002年 4月 Gemeinschaft,Inc. 設立 2009年 6月 当社 設立 代表取締役社長 (現任)	5,989,400
<p>【取締役候補者とした理由】 2009年6月の当社設立以来、代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献して参りました。今後も、同氏が持つ創業経営者としての経験とリーダーシップにより、当社グループの更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2 再任	かわはら りょう 河原 亮 (1984年10月9日)	2007年 4月 JPモルガン証券株式会社 入社 2016年 7月 当社 取締役CFO (現任) 2021年 1月 当社 IRファイナンス室長 2023年 2月 当社 ファイナンス統括部長 (現任)	391,800
<p>【取締役候補者とした理由】 2016年の当社参画以来、CFOとして当社グループの成長を財務面から牽引することで、企業価値の向上に貢献して参りました。今後も、財務領域における経験と見識を活かし、当社グループの更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (株)
3 再任 社外 独立	こたに のぼる 古谷 昇 (1956年11月13日)	1981年4月 株式会社ボストン コンサルティング グループ 入社 1999年12月 同社 シニア・ヴァイス・プレジデント 2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ 設立 代表取締役 2005年3月 有限会社ビーフル 代表取締役 (現任) 2005年6月 参天製薬株式会社 社外取締役 2005年6月 コンビ株式会社 社外取締役 (現任) 2005年6月 筑波大学大学院 非常勤講師及び客員教授 2006年11月 株式会社ジェイアイエヌ (現：株式会社ジ ンズホールディングス) 社外取締役 (現任) 2012年3月 ビルコム株式会社 社外監査役 2013年3月 サンバイオ株式会社 社外取締役 (現任) 2015年3月 ビルコム株式会社 社外取締役 2018年3月 当社 社外取締役 (現任) 2019年7月 株式会社イノフィス 社外取締役 2022年6月 参天製薬株式会社 社外取締役 (現任)	42,000
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 コンサルティング業界における経営経験や上場企業における社外取締役経験を活かして、2018年より社外取締役として当社の意思決定に携わり、特にガバナンス強化や経営戦略についての助言を行って参りました。また、当社の役員報酬及び選任に係る任意の指名報酬諮問委員会の委員も務めており、当社グループ経営体制の更なる強化のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (株)
<p>4</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>さくらば りな 桜庭 理奈 (1980年9月16日)</p>	<p>2005年12月 株式会社パンネーションズコンサルティンググループ 入社</p> <p>2006年12月 GEフリートサービス株式会社（現：三井住友ファイナンス&リース株式会社） 入社</p> <p>2009年6月 ロゼッタストーン・ジャパン株式会社 入社</p> <p>2012年9月 アリアンツ火災海上保険株式会社 入社</p> <p>2014年9月 Allianz Global Corporate & Specialty SE 入社</p> <p>2016年10月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 入社</p> <p>2019年2月 同社 執行役員</p> <p>2020年5月 35 CoCreation 合同会社 設立 代表社員（現任）</p> <p>2020年8月 株式会社ワンコイングリッシュ 社外取締役</p>	<p>—</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>国内企業及びグローバル企業における人事領域の経験と見識を活かして、グローバル組織体制の構築及び当社グループのHR体制の強化に係る助言を期待するとともに、当社の意思決定に携わっていただくべく、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数 (株)
<p style="text-align: center;">5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div>	<p style="text-align: center;">ながつま れいこ 永妻 玲子 (1974年10月16日)</p>	<p>1998年4月 KDDI株式会社 入社 2001年4月 株式会社エフエム東京 入社 2003年7月 日本マイクロソフト株式会社 入社 2009年4月 アマゾンジャパン合同会社 入社 2021年11月 Twitter Japan株式会社 代表取締役社長</p>	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 グローバルIT企業における経営経験と見識を活かして、当社グループの組織運営及び事業・プロダクト戦略についての助言を期待するとともに、当社の意思決定に携わっていただくべく、社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数 (株)
<p style="text-align: center;">6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div>	<p style="text-align: center;">ひおき けいすけ 日置 圭介 (1972年2月16日)</p>	<p>1995年 4月 佐藤澄男税理士事務所（現：税理士法人名 南経営） 入所</p> <p>2001年 1月 PwCコンサルティング株式会社 入社</p> <p>2002年10月 （買収により）IBMビジネスコンサルティ ングサービス株式会社 入社</p> <p>2007年 6月 トーマツコンサルティング株式会社（現： デロイト トーマツコンサルティング合同会 社） 入社</p> <p>2013年 7月 同社 執行役員パートナー</p> <p>2020年 6月 株式会社ボストン コンサルティング グル ープ（現：ボストン コンサルティング グ ループ合同会社） パートナー&アソシエイト・ディレクター （2023年3月退任予定）</p>	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>コンサルティング業界における経営経験や日系企業のグローバル化対応支援の経験を活かして、当社グループのリーガル、ファイナンス及びHRを中心としたコーポレートファンクションの強化及びグローバルでの経営体制についての助言を期待するとともに、当社の意思決定に携わっていただくべく、社外取締役候補者いたしました。</p>			

(注)

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役古谷昇氏、桜庭理奈氏、永妻玲子氏及び日置圭介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役古谷昇氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 当社は現在、古谷昇氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、桜庭理奈氏、永妻玲子氏及び日置圭介氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任（善管注意義務違反・経営判断の誤り等）に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
 - (1)取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用
 - (2)個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害
6. 古谷昇氏の再任、桜庭理奈氏、永妻玲子氏及び日置圭介氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、引き続き古谷昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、新たに桜庭理奈氏、永妻玲子氏及び日置圭介氏を独立役員に指定して同証券取引所に届け出る予定です。
7. 「所有する当社の株式の数」については、2022年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の一覧、及び各監査役候補者の選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	監査役候補者属性	現在の当社における地位
1	おもて しょうへい 表 昇平	再任	常勤監査役
2	かまち まさひで 蒲地 正英	再任 社外 独立	社外監査役
3	ながた りょうこ 永田 亮子	新任 社外 独立	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数 (株)
1	おもて しょうへい 表 昇平 (1983年7月26日)	2014年12月 弁護士登録 2014年12月 金子正志法律事務所 入所 2015年7月 当社 入社 2015年12月 当社 監査役（現任）	—
再任	【監査役候補者とした理由】 2015年の当社監査役就任以来、常勤監査役として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行して参りました。今後も、弁護士としてのコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスに関する見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者いたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数 (株)
2 再任 社外 独立	かまち まさひで 蒲地 正英 (1981年5月18日)	2005年11月 税理士法人中央青山(現：PwC税理士法人)入所 2009年9月 公認会計士登録 2014年12月 税理士登録 2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表(現任) 税理士法人カマチ 代表社員(現任) 2017年1月 株式会社will consulting設立 代表取締役(現任) 2017年3月 当社 社外監査役(現任) 2019年11月 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役・監査等委員(現任) 2022年3月 株式会社IBJ 社外取締役(現任)	11,400
<p>【社外監査役候補者とした理由】 2017年の当社社外監査役就任以来、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの監査と助言を行って参りました。今後も、同氏が持つ公認会計士及び税理士としての専門的知識及び豊富な経験等により、経営監視能力を十分に発揮していただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (株)
3	ながた りょうこ 永田 亮子 (1963年7月14日)	1987年 4月 日本たばこ産業株式会社 入社 2008年 6月 同社 執行役員 2018年 3月 同社 常勤監査役 2021年 6月 本田技研工業株式会社 社外取締役 (監査委員) (現任)	—
新任	<p>【社外監査役候補者とした理由】 2008年から日本たばこ産業株式会社の執行役員・常勤監査役を務め、2021年からは本田技研工業株式会社の社外取締役 (監査委員) を務めるなど、企業経営及び監査に関する豊富な経験と高い見識を有しており、それらを活かして当社の経営を監査することにより、当社の監査機能を強化できると判断したため、社外監査役候補者となりました。</p>		
社外 独立			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 蒲地正英氏及び永田亮子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 蒲地正英氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社は現在、表昇平氏及び蒲地正英氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また永田亮子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任 (善管注意義務違反・経営判断の誤り等) に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
- (1)取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為 (不作為を含みます。) に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用
- (2)個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害
6. 蒲地正英氏の再任、永田亮子氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、引き続き蒲地正英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、新たに永田亮子氏を独立役員に指定して同証券取引所に届け出る予定です。
7. 「所有する当社の株式の数」については、2022年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役候補者・監査役候補者のスキルマトリックス

本株主総会において第2号議案及び第3号議案のご承認が得られた場合、当社取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	在任年数	右記各項目のグローバル グローバル	統治・統合・設計 企業経営	組織・人 COE / TA / L&D / HRBP / Diversity	IR / Treasury / M&A / Tax ファイナンス	Marketing / Sales / Operation / Business finance 事業	Technology / Design プロダクト	コンプライアンス・リスク・医療規制・政策 リーガル
瀧口 浩平	代表取締役社長	14		●		●	●		
河原 亮	取締役 (CFO)	7				●			
古谷 昇	取締役 (社外独立)	5		●					●
桜庭 理奈	取締役 (社外独立)	-	●		●				
永妻 玲子	取締役 (社外独立)	-					●	●	
日置 圭介	取締役 (社外独立)	-	●		●				
表 昇平	監査役 (常勤)	8		●					●
蒲地 正英	監査役 (社外非常勤)	6				●			
永田 亮子	監査役 (社外非常勤)	-	●		●				●

※ "CoE" は Center of Excellence、"TA" は Talent Acquisition、"L&D" は Learning & Development、"HRBP" は Human Resource Business Partnerの各略称です。

(ご参考) 当社の社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

(本基準において「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び使用人等をいう。)

1. 当社業務執行者

当社又は当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者

2. 主要取引関係者

(1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。

(2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

- 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、その者の年間単体売上高を基準とする。

(3) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入額が、直近事業年度末の当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

3. 外部専門家等

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- 「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高もしくは年間総収入額の2%又は1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。

4.議決権保有者

- (1)当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- (2)当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

5.寄付又は助成を受けている者

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

- 「多額の寄付又は助成」とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。

6.過去該当者

- (1)上記1に過去10年間に於いて該当していた者
- (2)上記2ないし5に過去3年間に於いて該当していた者
- (3)上記1ないし5のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
 - 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

以 上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、医療や介護の提供体制を担う人材の不足や財源問題が引き続き継続し、医療ヘルスケア領域における有効求人倍率も全産業平均と比較して高い水準で推移いたしました。また、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）については、2022年7月の感染拡大以降、感染者数の減少傾向が継続しておりましたが、2022年10月以降は感染が再拡大しました。なお、感染拡大による当社業績への影響額は減少傾向にあり、当連結会計年度においては軽微な水準となっております。

このような事業環境のもと、当連結会計年度における人材プラットフォーム事業の売上高は、人材採用システム「ジョブメドレー」において顧客事業所数及び従事者会員数が引き続き順調に増加したことに加え、オンライン研修システム「ジョブメドレーアカデミー」においても顧客事業所数が伸長したことにより増収となりました。なお、前連結会計年度においては医療機関のワクチン接種対応に伴う採用プロセスの遅延による業績への影響が一部見られたものの、当連結会計年度においては同様の影響は限定的となりました。医療プラットフォーム事業においても、各プロダクトの顧客への導入が堅調に推移したことにより、利用医療機関数が増加し、増収となりました。売上高が伸長する一方で、事業規模拡大に向けて人材プラットフォーム事業におけるマーケティング活動やオンライン研修システムへの成長投資、並びに医療プラットフォーム事業における人員の増強を継続し、中長期的な成長を見据えた投資を積極的に実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,185百万円（前連結会計年度は売上高10,863百万円）、EBITDA1,919百万円（前連結会計年度はEBITDA1,218百万円）、営業利益1,290百万円（前連結会計年度は営業利益733百万円）、経常利益1,526百万円（前連結会計年度は経常利益743百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,017百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益563百万円）となりました。

なお、人材プラットフォーム事業においては、当社グループのサービスを利用して入職した求職者が求人事業所に入職した日付を基準として売上高を計上しているため、一般的に年度の始まりとされている4月に入職が増え、同月に売上高が偏重する傾向があります。そのため、当社グループの業績は、第2四半期連結会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

セグメントごとの業績を示すと、以下のとおりです。

なお、セグメント間取引消去額及び各セグメントに配賦されていない全社共通費用の総額は2,374百万円（前連結会計年度は1,956百万円）です。

① 人材プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、前連結会計年度において見られた人材採用システム「ジョブメドレー」におけるCOVID-19のワクチン接種による入職時期の遅延等の影響が限定的となったことに加え、利便性の向上に向けたサービスサイトの機能改善を継続的に実施し、人材プラットフォーム事業全体の顧客事業所数は前連結会計年度末比15.3%増の29.4万件となりました。「ジョブメドレー」における応募数は引き続き増加しており、掲載求人数についても前連結会計年度末比22.1%増の30.9万件となりました。

以上の結果、セグメント売上高は10,131百万円（前連結会計年度はセグメント売上高7,878百万円）、全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）は4,275百万円（前連結会計年度は全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）3,188百万円）となりました。

② 医療プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、医療プラットフォーム事業全体の利用医療機関数は前連結会計年度に引き続き増加し、前連結会計年度末比33.5%増の14,165件となりました。主たる要因としては、かかりつけ薬局支援システムの「Pharms」の機能拡充に伴うシステム活用機会の増加により、既存顧客内での利用店舗の増加が進んだこと等が挙げられます。

以上の結果、セグメント売上高は3,729百万円（前連結会計年度はセグメント売上高2,676百万円）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は535百万円（前連結会計年度は全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）457百万円）となりました。

なお、当該営業損失が発生している要因としては、人員の増強やプロダクトの継続開発等、中長期的な成長に向けた投資等が挙げられます。

③ 新規開発サービス

当連結会計年度においては、介護施設検索サイトの「介護のほんね」はCOVID-19の影響により、引き続き施設見学の延期や制限等が継続しましたが、コンテンツ拡充及び紹介可能施設数の拡充のための積極的な営業活動を継続的に実施しました。

以上の結果、セグメント売上高は326百万円（前連結会計年度はセグメント売上高308百万円）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は75百万円（前連結会計年度は全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）41百万円）となりました。

なお、当該営業損失が発生している要因としては、「介護のほんね」上に掲載されるコンテンツの拡充に向けた成長投資を継続していることが挙げられます。また、米国において拠点を設立し、市場調査及びテストマーケティングを開始しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は385百万円であります。その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発及び購入229百万円であります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2022年1月1日付で、当社の完全子会社である株式会社メディパスが運営するメディパスアカデミー介護事業及びゴイカのかいご事業を会社分割により承継しました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である株式会社メディパスは、2022年8月1日付で、株式会社あっとほらむの全株式を279百万円で取得し、同社を完全子会社化しました。また、当社は、2022年9月30日付で、株式会社Tenxiaの全株式を259百万円で取得し、同社を完全子会社化しました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において事業を展開しております。インターネット技術等を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

また、当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化を重視しており、現在はその源泉となる売上高及び売上高総利益を大きくするフェーズであると考えております。

具体的には売上高を「顧客事業所数」×「ARPU（注）」に分解し、「顧客数の最大化」と、「ARPUの継続改善」に取り組んでおります。当社グループは、中期目標として、2025年売上高230億円というマイルストーンを設定しておりましたが、2022年12月期通期決算において、当マイルストーンの達成時期を2024年とすることを発表いたしました。これらのために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、プロダクトラインナップの強化に積極的な投資を行ってまいります。

(注) ARPU (Average Revenue Per User) とは、当社グループの顧客事業所当たりの売上額を指します。

上記を踏まえ、当社グループが対処すべき課題として、以下のような課題を認識し、これに対処して参ります。

① 高い売上高成長率の継続のための規律ある成長投資の実行

当社グループでは、高い売上高成長率の継続のために、既に収益化している既存事業への成長投資のみならず、新規事業開発に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

経営の安定性の観点から、全社での黒字を確保できる範囲内であることを原則とした積極的な成長投資を実行しております。新規事業開発においては、当社グループの既存事業とのシナジーを活かすことを重視しております。各事業への投資に関しては、複数の分析指標を用いて費用対効果及び投資回収期間などの評価を行うとともに、ユニットエコノミクスが健全化したプロダクトについては、プロダクト毎に黒字化のタイミングを設定しております。

今後も、高い売上高成長率の継続のため、規律ある成長投資を実行して参ります。

② 事業連携及びM&Aの取り組み

当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化のために、事業連携及びM&Aの取り組みが有用であると認識しております。当社グループが有する顧客基盤やプロダクトラインナップの活用等のシナジーを重視した事業連携及びM&Aを積極的に実施することで、全社としての収益力強化に取り組んで参ります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより高い売上高成長率を継続していくため、医師・エンジニアをはじめとする多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。当社グループの経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が高いモチベーションを持って働ける就業環境や人事制度の整備を行うことで、組織力の強化を目指して参ります。

④ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、利用者の増加、取扱データ容量拡大に応じたサーバーの増強を含め、システム安定化のための人員確保及び継続的なシステム強化に取り組んで参ります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションに取り組む中で、エンドユーザー（求職者や患者等）の個人情報を中心とした情報資産を当社グループのシステム上に多く保有しております。かかる個人情報を中心とした情報資産の管理を強化していくことが、当社グループミッションの達成に向けた当社グループへの社会からの信頼性構築のために非常に重要であると考えております。個人情報やインサイダー情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備、及び各種セキュリティ認証の取得等により、情報管理体制の強化徹底を図って参ります。

⑥ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることのできる強固な組織基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の更なる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。特に、事業連携及びM&A等を実施しながら事業拡大を行っていくことを前提に、子会社管理体制を強化し、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図って参ります。

⑦ リスク管理体制の強化

当社グループでは、顧客数の最大化と、ARPUの継続改善に今後も取り組んでいく中で、事業領域を継続的に拡大し、サービスの機能を拡充していくことを企図しています。そのような中で、顧客やエンドユーザー（求職者や患者等）からのクレーム対応や、新たに発生する想定リスクを堅実に管理していく体制を強化することが重要であると認識しております。このため、当社グループではリスク管理を統括する内部組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会は、当社グループの経営及び事業運営にリスク管理の視点を定着させることをミッションとし、取締役会においてその活動報告を行うこととなっている等、より実効的なリスクマネジメント体制を構築することを基本方針としています。また、2018年1月に内部監査部門を新設しておりますが、今後とも当社グループではリスク管理を含めた内部管理体制の強化に努めて参ります。

⑧ 知名度の向上

当社グループは、運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医療ヘルスケア領域の事業所のみならず、エンドユーザー（求職者や患者等）における健全な知名度の向上が必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、他企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。そうした考えから、当社グループでは、各サービスの知名度の向上を目指した広告宣伝活動に加え、全社的な広報活動を推進して参ります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 11 期	2020年度 第 12 期	2021年度 第 13 期	2022年度 (当連結会計年度) 第 14 期
売 上 高	4,765 百万円	6,830 百万円	10,863 百万円	14,185 百万円
経 常 利 益	178 百万円	422 百万円	743 百万円	1,526 百万円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	△381 百万円	455 百万円	563 百万円	1,017 百万円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	△14.87 円	15.69 円	17.79 円	31.77 円
総 資 産	5,400 百万円	15,519 百万円	20,208 百万円	21,810 百万円
純 資 産	3,359 百万円	9,717 百万円	14,049 百万円	15,170 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	118.88 円	314.53 円	438.43 円	469.79 円

(注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 11 期	2020年度 第 12 期	2021年度 第 13 期	2022年度 (当期) 第 14 期
売 上 高	4,685 百万円	6,717 百万円	9,032 百万円	11,562 百万円
経 常 利 益	186 百万円	433 百万円	770 百万円	1,675 百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	△381 百万円	467 百万円	653 百万円	1,200 百万円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	△14.87 円	16.09 円	20.64 円	37.48 円
総 資 産	5,382 百万円	15,430 百万円	18,826 百万円	20,485 百万円
純 資 産	3,359 百万円	9,729 百万円	14,070 百万円	15,391 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	118.88 円	314.91 円	441.63 円	479.42 円

(注) 1. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パシフィックメディカル	32百万円	80%	医療プラットフォーム事業
株式会社メディパス	100百万円	100%	医療プラットフォーム事業

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含む10社であります。

(9) 主要な事業内容

事業	事業内容
人材プラットフォーム事業	人材採用システム「ジョブメドレー」を運営 オンライン研修システム「ジョブメドレーアカデミー」を運営
医療プラットフォーム事業	クラウド診療支援システム「CLINICS」を運営 かかりつけ薬局支援システム「Pharms」を運営 医療情報提供サービス「MEDLEY」を運営 病院向け電子カルテ「MALL」を運営 クラウド歯科業務支援システム「Dentis」を運営
新規開発サービス	介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営

(10) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区六本木六丁目10番1号
----	------------------

(注) 当社は、2022年6月27日付で本店所在地を「東京都港区六本木三丁目2番1号」から「東京都港区六本木六丁目10番1号」へ変更しております。

② 子会社

株式会社パシフィックメディカル	高知県宿毛市幸町5番12号
株式会社メディパス	東京都品川区西五反田二丁目29番5号

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
895 (108) 名	176名増 (33名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
699 (36) 名	110名増 (8名増)	31.9歳	2.7年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が最近1年間において110名増加しておりますのは、当社の事業規模の拡大によるものであります。

(12) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,750百万円
株式会社りそな銀行	181百万円
株式会社四国銀行	107百万円
株式会社日本政策金融公庫	98百万円
巢鴨信用金庫	75百万円

(注) 当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,706,800株（うち自己株式604,869株）
- (3) 株主数 13,976名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀧口 浩平	5,989,400 株	18.66 %
豊田 剛一郎	3,455,800	10.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,483,800	7.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LEND ING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,633,082	5.09
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S. A. / CUSTOMER ASSETS, FUN DS UCITS	1,550,000	4.83
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,083,910	3.38
株式会社NTTドコモ	933,100	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	862,700	2.69
株式会社IDEA Capital	783,200	2.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	500,000	1.56

- (注) 1.当社は、自己株式を604,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は、自己株式（604,869株）を控除して計算しております。
3.2021年11月9日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年11月2日現在で Polar Capital LLPが1,777,300株(保有割合5.52%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
4.2022年10月21日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2022年10月14日現在でみずほ証券株式会社及びその共同保有者2社が2,430,566株(保有割合7.44%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
5.2022年12月5日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2022年11月30日現在でJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者4社が2,284,753株(保有割合6.99%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する事項

自己株式の取得

- ① 譲渡制限付株式の付与対象者の退職に伴う無償取得による増加：1,700株
- ② 単元未満株式買取請求による増加：69株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

回号	第8回新株予約権		第9回新株予約権		
発行決議日	2016年8月17日		2017年4月25日		
新株予約権の数	4,250個		931,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 1,700株 (新株予約権1個につき 0.4株)		普通株式 372,600株 (新株予約権1個につき 0.4株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 69.9円 (1株当たり 174円)		新株予約権1個当たり 178.8円 (1株当たり 447円)		
新株予約権の行使期間	自 2018年8月18日 至 2026年3月30日		自 2019年4月26日 至 2027年4月24日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 2		(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	4,250個 1,700株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	724,000個 289,600株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

回号		第10回新株予約権		第11回新株予約権	
発行決議日		2017年9月28日		2018年3月2日	
新株予約権の数		87,750個		43,900個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数		普通株式 35,100株 (新株予約権1個につき 0.4株)		普通株式 43,900株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		新株予約権1個当たり、20円とする	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個当たり 178.8円 (1株当たり 447円)		新株予約権1個当たり 472円 (1株当たり 472円)	
新株予約権の行使期間		自 2019年9月29日 至 2027年4月24日		自 2019年3月3日 至 2028年3月2日	
新株予約権の主な行使条件		(注) 2		(注) 3	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	31,250個 12,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	43,900個 43,900株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

回号		第12回新株予約権		第14回新株予約権	
発行決議日		2018年7月19日		2019年2月20日	
新株予約権の数		82,200個		57,600個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数		普通株式 82,200株 (新株予約権1個につき 1株)		普通株式 57,600株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個当たり 472円 (1株当たり 472円)		新株予約権1個当たり 472円 (1株当たり 472円)	
新株予約権の行使期間		自 2020年7月20日 至 2028年3月29日		自 2021年2月21日 至 2028年3月29日	
新株予約権の主な行使条件		(注) 2		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	16,400個 16,400株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	31,500個 31,500株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20,000個 20,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

- (注) 1. 当社は、2015年9月7日付で1株につき50,000株の割合で株式分割を、2017年9月28日付で2.5株につき1株の割合で株式併合をそれぞれ行っており、当該分割及び併合後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権者は権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又は、その他本新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - ③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権者は、新株予約権の割当日から2019年3月2日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができない。
 - (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社は、2020年9月10日付で時価を下回る価額で海外募集による新株発行を行っております。これにより、発行要領に定める行使価額調整条項に従って、権利行使時1株当たりの行使価額の調整を行い、調整後の行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
瀧口 浩平	代表取締役社長	株式会社ミナカラ 代表取締役
田丸 雄太	取締役	社長室長
石崎 洋輔	取締役	人材プラットフォーム本部長
平山 宗介	取締役	CTO プロダクト戦略室長
河原 亮	取締役	CFO IRファイナンス室長
島 佑介	取締役	医療プラットフォーム第二本部長 株式会社パシフィックメディカル 代表取締役医師 株式会社オーティオー 代表取締役副社長
豊田 剛一郎	取締役 (医師)	事業連携推進室長
古谷 昇	社外取締役	有限会社ビーフル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジーンズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役
岩瀬 大輔	社外取締役	Tiger Gate Capital Limited Director KLKTN Limited Co-Founder Chief Executive Officer YCP Holdings (Global) Limited Director
星 健一	社外取締役	kenhoshi&Company 代表 AI inside株式会社 社外取締役
高野 秀敏	社外取締役	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エージェンツセブン 代表取締役
表 昇平	常勤監査役	—
加藤 啓一	社外監査役	—

蒲地 正英	社外監査役	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 パリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社IBJ 社外取締役
-------	-------	--

- (注) 1.代表取締役社長瀧口浩平氏は、株式会社ミナカラの代表取締役を兼職しておりましたが、2023年1月31日付で同社代表取締役を退任しております。
- 2.取締役田丸雄太氏は、当社連結子会社であったMEDS株式会社の代表取締役を兼職しておりましたが、2022年12月31日付で同社が解散したことに伴い、同氏は同社代表取締役を退任しております。
- 3.高野秀敏氏、古谷昇氏、岩瀬大輔氏、星健一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 4.加藤啓一氏、蒲地正英氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 5.蒲地正英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.当社は、取締役高野秀敏氏、古谷昇氏、岩瀬大輔氏及び星健一氏、監査役加藤啓一氏及び蒲地正英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任（善管注意義務違反・経営判断の誤り等）に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。

- ① 取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用
- ② 個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 取締役報酬について

(a) 報酬の決定方針及び決定方法

当社の取締役の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、以下を「取締役報酬の基本方針」として決

議しております。

- イ 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ロ 社内（業務執行）取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。
 - (イ) 基本方針
当社のミッションである「医療ヘルスケアの未来をつくる」に向けて前進し、中長期的な企業価値の向上に対して適切なインセンティブを与えられる制度とする。
 - (ロ) バランス
過度なリスクテイクを志向する制度とならぬよう、基本報酬と業績に連動した報酬の適切なバランスを志向するものの、成長性の確保に重点を置き、基本報酬に対する業績連動報酬の割合については、同業種他社の水準と比較して業績連動報酬の比率を高くする。
 - (ハ) 報酬総額
同等程度の規模（売上高、時価総額、従業員規模等）の同業種の企業との比較においてトップクラスの報酬水準とし、優秀な人材が確保できる制度とする。
 - (ニ) 基本報酬
基本報酬については、各取締役の市場価値、各種統計資料とのベンチマーク比較等も参考にしながら決定を行う。
 - (ホ) 業績連動報酬
業績に連動する報酬については、中長期での企業価値向上へのインセンティブを重視するために、単年度の業績に連動するいわゆる業績連動賞与は導入せず、株主と経営陣での利害関係が共有される株価連動報酬（株式報酬）を採用する。
 - (ヘ) 社外取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。
 - i. 取締役の業務執行の監督という役割を踏まえて取締役ごとに個別に決定を行う。
 - ii. 独立性の観点から、業績に左右されない現金固定報酬のみとし、ガバナンスの役割期待及びリスクに見合った報酬額とする。

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する指名報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(指名報酬諮問委員会の概要)

- ① 指名報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。
- ② 委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
- ③ 委員長は、取締役会の決議によって取締役の中から選任する。
- ④ 指名報酬諮問委員会は、取締役の構成及び体制に関する事項、取締役及び執行役員を選任及び解任に関する事項、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額等の内容、その他必要な基本方針、規則及び手続等の制定に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

(b) 報酬の構成及び決定に至る過程

取締役の報酬等の額については、2015年3月30日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名です。

また、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は7名です。当制度による報酬は、上記の取締役報酬である200百万円の報酬枠とは別枠で、年額200百万円の範囲内で付与することとしており、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内としております。

当事業年度においては、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長瀧口浩平に一任しており、各取締役の報酬額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定しております。決定を委任した理由は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等につき各取締役の個別の事情を踏まえるためです。

なお、2022年2月28日開催の取締役会において、個別の社内（業務執行）取締役の基本報酬と株式報酬の比率、及び、社外取締役の報酬の総額については報酬諮問委員会（現：指名報酬諮問委員会）への諮問を踏まえて取締役会において決定する方針を決議しており、代表取締役社長は報酬諮問委員会が定めた方針に沿って取締役会が委任した権限の範囲内で各取締役の報酬を決定するものとしております。

当事業年度の取締役の報酬等は、代表取締役社長が、指名報酬諮問委員会への諮問を踏まえた取締役会からの委任の範囲内で、上記の報酬の決定方針に沿って決定したものであり、当社の取締役会は、取締役の報酬等の決定方針に沿うものであると判断

しております。

b. 監査役報酬について

監査役については、2020年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は4名です。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	191 (18)	171 (18)	－ (－)	20 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	23 (8)	23 (8)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1. 非金銭報酬として社内取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。

2. 上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	古谷 昇	有限会社ビーフル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	岩瀬 大輔	Tiger Gate Capital Limited Director KLKTN Limited Co-Founder Chief Executive Officer YCP Holdings (Global) Limited Limited Director	特別の利害関係はありません。
社外取締役	星 健一	kenhoshi&Company 代表 AI inside株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	高野 秀敏	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エージェントセブン 代表取締役	(注)
社外監査役	加藤 啓一	—	—
社外監査役	蒲地 正英	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社IBJ 社外取締役	特別の利害関係はありません。

(注) 社外取締役高野秀敏氏は、株式会社キープレイヤーズの代表取締役、株式会社エージェントセブンの代表取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間では、人材の紹介に関する業務委託契約を締結しており、兼職先から紹介を受けた人材を当社が採用する場合は当社にとって利益相反取引に該当することから、当該取引の当社にとっての必要性及び取引条件の合理性を検討のうえ、会社法に従い取締役会決議による個別承認を行っております。同社と当社との間における当事業年度の取引実績は6百万円です。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古谷 昇	17/17回 (100%)	—	コンサルティング業界における経営経験や上場企業における社外取締役経験による見識を活かし、当社のガバナンス強化や経営戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	岩瀬 大輔	17/17回 (100%)	—	国内企業及びグローバル企業における経営経験及び社外取締役経験による見識を活かし、当社の経営戦略や経営体制について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	星 健一	17/17回 (100%)	—	グローバル成長企業における経験と見識を活かし、当社の組織運営や事業戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	高野 秀敏	17/17回 (100%)	—	採用及び人事領域における経験と見識を活かし、当社の特に人材プラットフォーム事業や組織体制について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	加藤 啓一	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	数多くの事業会社での経理・総務等のコーポレート業務に関連した業務経験、経営経験及び監査役としての経営監視の経験と見識を活かした助言・提言を行うとともに、当社の適切な経営監視を行っております。
社外監査役	蒲地 正英	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	公認会計士及び税理士の資格を活かし数多くの事業会社に対する経営アドバイスをやってきた経験に基づき、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見と専門的な観点から助言・提言を行うとともに、当社の適切な経営監視を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

- a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用される「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの取締役及び使用人に対してコンプライアンス体制に関する周知・教育活動を行うとともに、コンプライアンス体制の整備及び運用を統括する部門を設置する。
- ロ. 当社グループに適用される内部通報制度を設け、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

- ハ. 当社グループの取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役による監査を実施する。監査役は、当社グループの業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう当社の取締役会に勧告し、状況により当社の行為の差止めを請求できる。
 - ニ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの各部門における法令遵守、財産管理その他の状況を監査し、同規程に従った報告、改善勧告を行う。
 - ホ. 「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社グループの取締役及び使用人に対して周知する。
 - ヘ. 当社グループの取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為については「コンプライアンス規程」及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。
- b 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループの取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを開覧できる。
- c 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための「リスク管理規程」を整備し、当社の取締役会が選任した役職員により構成されるリスク管理委員会を設置し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、網羅的に各部門において把握されたリスク事項に対して、影響、発生可能性に鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
 - ロ. 当社グループの各部門間における情報共有及び定期的な協議等を組織横断的に行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。
 - ハ. リスクマネジメント活動における意思決定は「リスク管理規程」に基づき組成されるリスク管理委員会において行い、その内容を定期的に取締役会において報告する。
- d 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- . 当社グループの各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ハ. 当社グループの取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部監査による体制の把握、検証を行う。
- e その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ. 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部署が子会社の管理を行う。
 - . 子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類を管理担当部署に提出のうえ、報告・協議を行う。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。尚、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- g 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - イ. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - . 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- h 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執

行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。
- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について継続的かつ適切に評価・報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社では2018年1月24日開催の当社取締役会において、「リスク管理規程」を新設しました。当社は、当該「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。

- ③ 当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務コンプライアンス部が開催するコンプライアンス基礎研修を全12回に亘り新しく入社した社員に対して実施いたしました。また、入社後一定期間を経過した社員を対象としたコンプライアンス継続研修を全22回に亘り実施いたしました。インサイダー取引防止体制、ハラスメント防止、個人情報保護体制に関するeラーニングでの全社研修も実施しており、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化の目的で、2019年8月に「内部通報規程」を改定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ④ 当社では、2018年12月期より専任の内部監査部門を設立しており、当事業年度においても内部監査室が定めた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 当社グループの子会社では、当社の法務コンプライアンス部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。現在、当社は引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施していません。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主の皆様に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。さらに、株価や経営環境の変化に対する機動的な対応や資本政策及び株主の皆様に対する利益還元策の一つとして、自己株式の取得も適宜実施していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,198	流動負債	4,429
現金及び預金	14,422	買掛金	272
売掛金	1,265	1年内返済予定の長期借入金	772
商品及び製品	154	未払金	1,186
仕掛品	12	未払費用	430
前払費用	148	契約負債	862
その他	222	預り金	340
貸倒引当金	△27	未払法人税等	307
固定資産	5,578	その他の引当金	51
有形固定資産	289	その他	205
建物及び構築物	167	固定負債	2,211
機械装置及び運搬具	16	長期借入金	1,604
工具、器具及び備品	62	繰延税金負債	418
土地	37	その他	189
その他	5	負債合計	6,640
無形固定資産	2,722	(純資産の部)	
ソフトウェア	340	株主資本	14,788
のれん	1,029	資本金	40
顧客関連資産	1,346	資本剰余金	15,276
その他	5	利益剰余金	1,236
投資その他の資産	2,566	自己株式	△1,764
投資有価証券	1,683	その他の包括利益累計額	292
繰延税金資産	187	その他有価証券評価差額金	292
敷金	591	為替換算調整勘定	△0
その他	104	新株予約権	0
繰延資産	33	非支配株主持分	88
		純資産合計	15,170
資産合計	21,810	負債・純資産合計	21,810

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		14,185
売 上 原 価			4,464
売 上 総 利 益			9,720
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,430
営 業 業 外 利 益			1,290
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		0	
受 取 和 解 金		303	
助 成 金 収 入		14	
そ の 他		18	337
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		11	
株 式 交 付 費 償 却		33	
業 務 委 託 料		49	
そ の 他		5	100
経 常 利 益			1,526
特 別 利 益			
特 別 損 失			
特 別 資 産 売 却 益		0	0
特 別 資 産 売 却 損		1	
特 別 資 産 廃 棄 損		1	2
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,523
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		527	
法 人 税 等 調 整 額		△25	502
当 期 純 利 益			1,021
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,017

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,695	8,517	520	△1,763	13,968
会計方針の変更による累積的影響額			△301		△301
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,695	8,517	218	△1,763	13,666
当期変動額					
新株の発行	52	52			104
減資	△6,706	6,706			—
親会社株主に帰属する当期純利益			1,017		1,017
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△6,654	6,759	1,017	△0	1,122
当期末残高	40	15,276	1,236	△1,764	14,788

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	—	—	—	0	80	14,049
会計方針の変更による累積的影響額						△301
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	—	—	0	80	13,748
当期変動額						
新株の発行						104
減資						—
親会社株主に帰属する当期純利益						1,017
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	292	△0	292	—	7	299
当期変動額合計	292	△0	292	—	7	1,422
当期末残高	292	△0	292	0	88	15,170

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社パシフィックメディカル、株式会社メディパス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社Tenxiaの決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない 株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品及び製品 …………… 総平均法又は個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。

仕掛品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

		建物及び構築物	3～17年
		機械装置及び運搬具	2～17年
		工具、器具及び備品	3～20年
無形固定資産	……………	定額法を採用しております。	
		なお、主な償却年数は以下のとおりであります。	
		自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間 (5年以内)
		顧客関連資産	12～18年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
-------	-------	---

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(i) 人材プラットフォーム事業

主に医療ヘルスケア領域における人材採用システム「ジョブメドレー」を運営し、顧客事業所の求人情報を掲載しております。顧客事業所が「ジョブメドレー」経由で求職者を採用した場合、入職日で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、採用した求職者が早期退職となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退職期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

(ii) 医療プラットフォーム事業

主に診療支援システム「CLINICS」及びかかりつけ薬局支援システム「Pharms」を提供しております。これらは、顧客との契約期間にわたりサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(iii)新規開発サービス

主に介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営し、介護施設情報を掲載しております。入居者が「介護のほんね」経由で介護施設に入居した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、入居者が早期退去となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退去期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

②繰延資産の処理方法

3年間で均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、以下のとおりです。

従来、医療プラットフォーム事業の一部の取引における初期費用売上について、サービス提供開始時点で収益認識する方法によっておりましたが、サービス提供期間にわたり収益認識する方法に変更しております。また、人材プラットフォーム事業の一部の取引における早期退職返金について、従来は、「売上原価」に含めて表示しておりましたが、「売上高」から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は731百万円、売上原価は763百万円減少し、法人税等は12百万円増加したことで、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ32百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は19百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は301百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」として、「その他の引当金」(前連結会計年度は「返金引当金」)は「その他」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

この結果、当連結会計年度末の投資有価証券は446百万円、その他有価証券評価差額金は292百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は154百万円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「有形固定資産」に表示していた「機械及び装置」及び「車両運搬具」は、表示科目の見直しを行った結果、当連結会計年度より「機械装置及び運搬具」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「流動負債」に表示していた「未払消費税等」は、表示科目の見直しを行った結果、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「流動負債」に表示していた「勤続支援金引当金」は、表示科目の見直しを行った結果、当連結会計年度より「その他の引当金」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「その他の引当金」は、表示科目の見直しを行った結果、当連結会計年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

(顧客関連資産及びのれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客関連資産	1,346
のれん	1,029

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算定方法

顧客関連資産及びのれんについては、連結子会社の買収の際に発生したものであります。

取得原価は、子会社化時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定しており、受け入れた資産（顧客関連資産含む）及び引き受けた負債へ配分し、取得原価と取得原価の配分額（純額）との差額をのれんとして識別しております。当連結会計年度末においては、効果の発現する見積期間で償却した後の残存価額を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

顧客関連資産及びのれんを含む資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

なお、当連結会計年度において、顧客関連資産及びのれんに対して減損損失は計上しておりません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

顧客関連資産及びのれんの金額は事業計画及び割引率に基づき算出しております。事業計画の主要な仮定は、当社グループが利用可能な情報により設定した売上高成長率及び顧客減少率であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類における影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、当該仮定を見直す必要が生じた場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、顧客関連資産又はのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,700百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,700百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 154百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 32,706,800株

- (2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 681,600株

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。また、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である未払金等は全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。また、これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金金の用途は今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるものです。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理に関しては、資金計画は四半期ごとに見直しを行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注) 参照）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、

現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,252	1,252	-
(2) 敷金	591	510	△80
資 産 計	1,843	1,762	△80
(1) 長期借入金	2,377	2,369	△7
負 債 計	2,377	2,369	△7

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	431

これらについては、「投資有価証券」に含めておりません。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観測可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	0	—	—	0
社債（転換社債型新株予約権付社債）	—	—	1,251	1,251
敷金	—	510	—	510
資産計	0	510	1,251	1,762
長期借入金	—	2,369	—	2,369
負債計	—	2,369	—	2,369

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債(転換社債型新株予約権付社債)は、外部の評価専門家から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

敷金

敷金については、返還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

外部の評価専門家から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から当期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

	投資有価証券(百万円)
期首残高	586
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	—
その他の包括利益に計上	446
購入、売却、発行及び決済の純額	217
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	1,251
当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	—

③時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株価変動性が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価の著しい増加（減少）が生じます。また、割引率が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価の著しい減少（増加）が生じます。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	人材プラットフォーム事業	医療プラットフォーム事業	新規開発サービス	計	
売上高 顧客との契約から生じる収益	10,129	3,729	326	14,185	14,185

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4.会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,265
契約負債	862

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「売掛金」に含まれております。契約負債は、約束したサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、767百万円であります。

③当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容 重要な変動はありません。

④履行義務の充足の時期が通常支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、記載を省略しています。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社あっとほうむ

事業の内容 調剤薬局店舗の運営及び在宅医療

② 企業結合を行う主な理由

当社グループは、持続的な地域医療の実現に向け、デジタル活用の実証実験や事業展開を積極的に行っております。その一環として、今般、株式会社あっとほうむが持つ、医師・訪問看護師・ケアマネージャーと連携した在宅医療のノウハウを獲得し、今後、当社グループのプロダクト改善をはじめとした様々な取り組みを通じてデジタル活用を加速させていきます。

③ 企業結合日

2022年8月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社あっとほうむ

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社メディパスが現金を対価とした株式の取得により、株式会社あっとほうむの議決権を100%取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年8月1日から2022年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	279百万円
取得原価		279百万円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 33百万円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれんのご金額

119百万円

②発生原因

主として 株式会社あっとほうむの今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却の方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Tenxia

事業の内容 SNSサービス及び人材支援の企画、開発並びに運営

②企業結合を行う主な理由

株式会社Tenxiaは、医療ヘルスケア領域の特定の職種に特化した匿名コミュニティ「シゴトーク」を運営しております。「シゴトーク」は、医療従事者が、自身の職場環境や業務内容などの働き方から日常生活にいたるまで、幅広い悩みを匿名で相談することが可能なサービスです。

これまでの「ジョブメドレー」は、転職の検討時、あるいは実際の転職活動時におけるご利用が多数を占めておりました。本件により、医療ヘルスケア領域の従事者との日常的な接点を持ち、より多くの方の「働くこと」をサポートするサービス体制の構築が可能となります

③企業結合日

2022年9月30日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社Tenxia

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、株式会社Tenxiaの議決権を100%取得したためであります。

(2)連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2022年12月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 259百万円

取得原価 259百万円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 6百万円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれん

199百万円

②発生原因

主として 株式会社Tenxiaの今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却の方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 469円 79銭

1株当たり当期純利益 31円 77銭

重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2022年11月18日開催の取締役会において、2023年2月1日を効力発生日として、株式会社バンブーの薬局事業を承継する吸収分割契約を締結することを決議いたしました。また、2023年2月1日に吸収分割に関する手続きが完了いたしました。

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社バンブー

事業の内容 調剤薬局店舗の運営及び在宅医療

② 企業結合を行う主な理由

当社グループは、持続的な地域医療の実現に向け、デジタル活用の実証実験や事業展開を積極的に行っております。その一環として、今般、株式会社バンブーが持つ、医師・訪問看護師・ケアマネージャーと連携した在宅医療のノウハウを獲得し、今後、当社グループのプロダクト改善をはじめとした様々な取り組みを通じてデジタル活用を加速させていきます。

③ 企業結合日

2023年2月1日

④ 企業結合の法的形式

株式会社コミュニティメディカルを吸収分割承継会社とし、株式会社バンブーを吸収分割会社とする吸収分割

⑤ 結合後企業の名称

株式会社コミュニティメディカル

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社コミュニティメディカルが現金を対価として、株式会社バンブーの事業を承継したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 260百万円

取得原価 260百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
現時点では確定していません。

(5)企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,302	流動負債	3,844
現金及び預金	13,129	1年内返済予定の長期借入金	715
売掛金	588	未払金	1,041
前払費用	127	未払費用	416
関係会社短期貸付金	250	契約負債	838
その他	232	預り金	312
貸倒引当金	△26	未払法人税等	299
固定資産	6,150	その他の引当金	32
有形固定資産	131	その他	188
建物	83	固定負債	1,250
工具、器具及び備品	42	長期借入金	1,250
その他	5	負債合計	5,094
無形固定資産	609	(純資産の部)	
ソフトウェア	300	株主資本	15,097
のれん	166	資本金	40
顧客関連資産	136	資本剰余金	15,276
その他	5	資本準備金	6,697
投資その他の資産	5,410	その他資本剰余金	8,578
投資有価証券	1,682	利益剰余金	1,545
関係会社株式	2,556	その他利益剰余金	1,545
関係会社長期貸付金	413	繰越利益剰余金	1,545
敷金	575	自己株式	△1,764
繰延税金資産	180	評価・換算差額等	292
その他	1	その他有価証券評価差額金	292
繰延資産	32	新株予約権	0
		純資産合計	15,391
資産合計	20,485	負債・純資産合計	20,485

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		11,562
売 上 原 価			2,960
売 上 総 利 益			8,602
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			7,188
営 業 利 益			1,413
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		2	
受 取 和 解 金		303	
助 成 金 収 入		13	
関 係 会 社 清 算 益		20	
そ の 他		16	356
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		9	
株 式 交 付 費 償 却		33	
業 務 委 託 料		49	
そ の 他		2	95
経 常 利 益			1,675
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		0	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		1	1
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		1	
固 定 資 産 廃 棄 損		1	2
税 引 前 当 期 純 利 益			1,674
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		475	
法 人 税 等 調 整 額		△2	473
当 期 純 利 益			1,200

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	6,695	6,645	1,871	8,517	621	621
会計方針の変更による累積的影響額					△277	△277
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,695	6,645	1,871	8,517	344	344
当期変動額						
新株の発行	52	52		52		
減資	△6,706		6,706	6,706		
当期純利益					1,200	1,200
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	△6,654	52	6,706	6,759	1,200	1,200
当期末残高	40	6,697	8,578	15,276	1,545	1,545

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△1,763	14,070	-	-	0	14,070
会計方針の変更による累積的影響額		△277				△277
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,763	13,792	-	-	0	13,793
当期変動額						
新株の発行		104				104
減資		-				-
当期純利益		1,200				1,200
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			292	292	-	292
当期変動額合計	△0	1,305	292	292	-	1,597
当期末残高	△1,764	15,097	292	292	0	15,391

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 ……市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～20年

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間
(3年以内)

顧客関連資産 12年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

(i)人材プラットフォーム事業

主に医療ヘルスケア領域における人材採用システム「ジョブメドレー」を運営し、顧客事業所の求人情報を掲載しております。顧客事業所が「ジョブメドレー」経由で求職者を採用した場合、入職日で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、採用した求職者が早期退職となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当事業年度末時点において早期退職期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

(ii)医療プラットフォーム事業

主に診療支援システム「CLINICS」及びかかりつけ薬局支援システム「Pharms」を提供しております。これらは、顧客との契約期間にわたりサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(iii)新規開発サービス

主に介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営し、介護施設情報を掲載しております。入居者が「介護のほんね」経由で介護施設に入居した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、入居者が早期退去となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当事業年度末時点において早期退去期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

②繰延資産の処理方法

3年間で均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、以下のとおりです。

従来、医療プラットフォーム事業の一部の取引における初期費用売上について、サービス提供開始時点で収益認識する方法によっておりましたが、サービス提供期間にわたり収益認識する方法に変更しております。また、人材プラットフォーム事業の一部の取引における早期退職返金に

ついて、従来は、「売上原価」に含めて表示しておりましたが、「売上高」から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は712百万円、売上原価は763百万円減少したことで、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益はそれぞれ51百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は277百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」として、「その他の引当金」（前事業年度は「返金引当金」）は「その他」として表示しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

この結果、当事業年度末の投資有価証券は446百万円、その他有価証券評価差額金は292百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は154百万円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動負債」に表示していた「未払消費税等」は、表示科目の見直しを行った結果、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「流動負債」に表示していた「勤続支援金引当金」は、表示科目の見直しを行った結果、当事業年度より「その他の引当金」に含めて表示しております。

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「その他の引当金」は、表示科目の見直しを行った結果、当事業年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	2,556

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算定方法

関係会社株式は、取得時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定しております。関係会社株式はいずれも、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行うこととしております。また、関係会社の超過収益力等を反映して計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社の株式を取得している場合において、超過収益力等の減少により実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、相当の減損処理を行うこととしております。

なお、当事業年度において、実質価額は取得原価に比べ著しく低下しておらず、相当の減損処理は不要と判断しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

株式の取得価額は事業計画及び割引率に基づき算出しております。事業計画の主要な仮定は、当社が利用可能な情報により設定した売上高成長率であります。

③翌事業年度の計算書類における影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、実質価額が著しく下落し、減損損失を認識する必要が生じた場合には、関係会社評価損として認識する可能性があります。

(顧客関連資産及びのれんの評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客関連資産	136
のれん	166

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,700百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,700百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	77百万円
短期金銭債務	6百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 48百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	32百万円
営業取引以外による取引高	12百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 32,706,800株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 604,869株
- (3) 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 681,600株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式	112百万円
減価償却超過額	153百万円
未払金	81百万円
契約負債	65百万円
監査報酬否認	22百万円
株式報酬費用	35百万円
資産除去債務	2百万円
貸倒引当金	9百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	518百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△135百万円
評価性引当額小計	△135百万円
繰延税金資産合計	382百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	154百万円
顧客関連資産	47百万円
繰延税金負債合計	201百万円
繰延税金資産の純額	180百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 会社等

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)パシフィックメディカル	(所有) 直接：80.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)1、2	250	関係会社短期貸付金	250
	(株)メディパス	(所有) 直接：100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)1、2	298	関係会社長期貸付金	298

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 個人

種類	氏名	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	瀧口 浩平	被所有 直接：18.66 間接：1.37	当社代表取締役	新株予約権の行使(注)	11	—	—
役員	石崎 洋輔	被所有 直接：0.59	当社取締役	新株予約権の行使(注)	11	—	—
役員	平山 宗介	被所有 直接：0.75	当社取締役	新株予約権の行使(注)	11	—	—
役員	田丸 雄太	被所有 直接：0.5	当社取締役	新株予約権の行使(注)	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2017年4月25日付の取締役会決議に基づき付与された第9回無償ストック・オプション、2017年9月28日付の取締役会決議に基づき付与された第10回無償ストック・オプション、2018年7月19日付の取締役会決議に基づき付与された第12回無償ストック・オプションのうち、当事業年度における権利行使を記載しております。

企業結合に関する注記

共通支配下の取引

当社は2022年1月1日付で、当社の完全子会社である株式会社メディパスが運営するメディパスアカデミー介護事業及びゴイカのかいご事業を会社分割により承継しました。

(1) 企業結合の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

メディパスアカデミー介護事業及びゴイカのかいご事業

②企業結合日

2022年1月1日

③企業結合の法的形式

株式会社メディパスを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

④その他取引の概要に関する事項

当社と株式会社メディパス間に特にシナジーを見込むことができる事業を当社に承継し、経営資源を集約することにより、柔軟かつ機動的な事業展開を行うことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 479円 42銭

1株当たり当期純利益 37円 48銭

重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引

当社は、2022年12月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社Tenxiaを吸収合併(以下「本合併」という。)することを決議し、2023年2月1日付で吸収合併しました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業 株式会社Tenxia

事業の内容 SNSサービス及び人材支援の企画、開発並びに運営等

②企業結合日

2023年2月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社Tenxiaは解散します。

④その他取引の概要に関する事項

経営資源を集約し、より柔軟かつ機動的な事業展開を行うことを目的として、本合併を実施することといたしました。

(2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社メドレー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池内基明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山浩平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メドレーの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社メドレー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 内 基 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 山 浩 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫 田 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メドレーの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

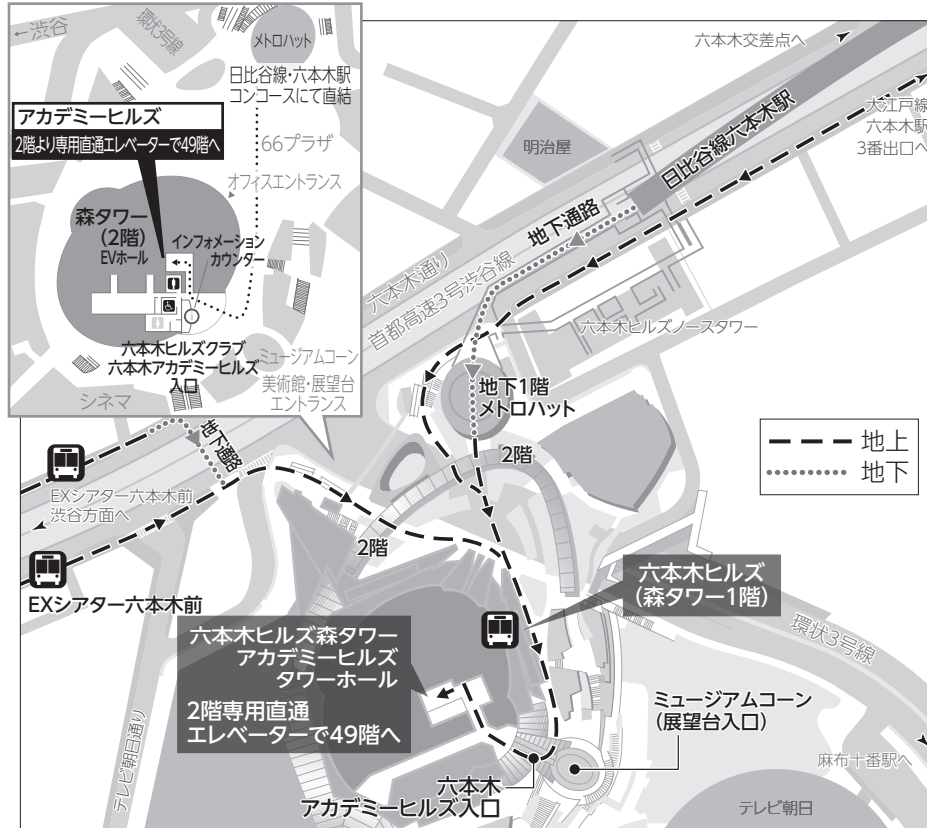
2023年2月24日

株式会社メドレー	監査役会				
常勤監査役	表	昇	平	㊟	
社外監査役	加	藤	啓	一	㊟
社外監査役	蒲	地	正	英	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール
電話 03-6406-6226



〈交通のご案内〉

東京メトロ日比谷線六本木駅C1出口（メトロハット直結）より徒歩約5分
都営大江戸線六本木駅3番出口より徒歩約10分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮
いただきますようお願い申し上げます。

〈事前登録制の採用〉

ご来場については事前登録制とさせていただきます。事前に登録されなかった株
主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株
主様は本株主総会会場へはご入場いただけませんので予めご了承ください。事前登
録の方法は2頁に記載しております。